

事務連絡
令和4年7月19日

都道府県水道行政主管部（局） 担当者 殿

厚生労働省
医薬・生活衛生局水道課

水道施設台帳の整備に係る都道府県知事認可水道事業者等への指導・監督について

水道行政の推進については、平素から格段の御配意を賜り厚く御礼申し上げます。

水道法の一部を改正する法律（平成30年法律第92号）において、水道事業者及び水道用水供給事業者（以下、「水道事業者等」という。）に対して水道施設台帳の作成及び保管が義務付けられております。

これに対し、「水道法の一部改正に伴う水道施設台帳の整備について」（令和元年9月30日付け薬生水発0930第2号厚生労働省医薬・生活衛生局水道課長通知）により、水道施設台帳の整備完了期限が令和4年9月30日である旨等を通知し、「水道施設台帳の整備の推進について」（令和3年9月30日付け事務連絡）及び「水道施設台帳の整備の推進について（再周知）」（令和4年4月14日付け事務連絡）において、期限までに水道施設台帳の整備を完了するよう、重ねてお伝えしたところです。

現在、厚生労働省においては、厚生労働大臣認可水道事業者等に対し、水道施設台帳の整備状況の進捗確認、進捗が芳しくない場合はその理由及び、整備予定時期等を確認し、適切に水道施設台帳の整備が進むように、指導、監督を行っております。また、今後、施行日における整備状況の調査を行う予定としております。なお、水道施設台帳の作成保管義務違反となった水道事業者等に対しては、状況に応じて、水道法第36条第2項、第39条等に基づく対応等を検討しております。

各都道府県水道行政担当部（局）におかれましては、貴管下都道府県認可水道事業者等（簡易水道事業者を含む）に対し、厚生労働省の取組等を参考に、貴管下都道府県認可水道事業者等（簡易水道事業者を含む）の台帳整備状況を把握し、認可権者として適宜適切な指導・監督に努めていただきますようお願いいたします。

（連絡先）

厚生労働省医薬・生活衛生局水道課

担当：山下、向川、竹中、江口、竹内

電話：03-3595-2368（直通）

E-mail：suidougijutsu@mhlw.go.jp

(参考)

通知・事務連絡については、以下のページをご参照ください。

○「水道法の一部改正に伴う水道施設台帳の整備について」（令和元年9月30日付け薬生水発0930第2号厚生労働省医薬・生活衛生局水道課長通知）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000160418_00005.html

○「水道施設台帳の整備の推進について」（令和3年9月30日付け事務連絡）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000160418_00018.html

○「水道施設台帳の整備の推進について（再周知）」（令和4年4月14日付け事務連絡）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000160418_00021.html